

原子力安全庁(仮称)案 の課題

法制上 組織の位置付けが弱い
透明性に欠ける

- 1) 原子力安全委員会（現行）より格下 **安全規制に不可欠な強い独立性なし**
「庁」は省の「外局」（国家行政組織法3条3項）
- 2) 原子力安全委員会（**原子力基本法4条に明記**）
「安全確保に関する事項について企画し、審議し、決定する」という強力な権限
↓
新案：「原子力安全審議会」（「庁」に置かれる諮問機関）
「**審議会令**」という政令レベルで規定され、**法制上強力な権限を喪失**
- 3) 「庁」なので国会同意人事が不可能 = 国会の統制外に
原子力行政を「**民主的に、公開で行う**」原則（原子力基本法第4条）**から後退**

「独立した透明な原子力安全行政」を担保する観点から、組織をつくるべき